

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、その翌日)

◇告 示 町及び字の区域の新設等  
土地改良法による換地処分

## 告 示

### 鳥取県告示第二百三十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を新たに画し、並びに変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の新設並びに変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

新たに画する町及び字の名称

同上の区域(昭和四十七年一月三十一日現在の地番による。)

賀露町字湊ノ巻 一七二八の四から一七二八の七まで、  
賀露町字上浜 一七六一から一七六三まで、賀露町字水溜り七 一六七五の三並びに賀露町字西浜 一七五七の二〇から一七五七の二三まで、一七五七の二九から一七五七の一四一まで、一七五七の二二七、一七五七の二二八、一七五七の二三一から一七五七の二三六まで、一七五七の二四八から一七五七の二五四まで、一七五七の二六〇から一七五七の二六五まで、一七五七の二六九、一七五七の二七五、一七五七の二七六、一七五七の二八〇から一七五七の二八五まで、一七五七の二八七から一七五七の二九一まで、一七五七の二九三、一七五七の二九九、一七五七の三二三から一七五七の三三四まで、一七五七の三三八から一七五七の三四二まで、一七五七の三五六から一七五七の三五八まで、一七五七の三六〇から一七五七の三六五まで、一七五七の三七二、一七五七の三八七、一七五七の三九二、一七五七の三九四、一七五七の四四六から一七五七の四五〇まで、一七五七の四五五、一七五七の四五七、一七五七の四六〇、一七五七の四六一、一七五七の四六四、一七五七の四六五、一七五七の四六九、一七五七の四七五、一七五七の四七七から一七五七の四八〇まで、一七五七の四八三、一七五七の四八四、一七五七の五〇一、一七五七の五〇二、一七五七の五〇九から一七五七の五一一まで、一七五七の五一四から一七五七の五三九まで、一七五七の

賀露町字神明

七一〇、一七五七の七一三、一七五七の七一四、一七五七の七二一、一七五七の七四九、一七五七の七五〇、一七五七の七七四、一七五七の七七五、一七五七の八六二、一七五七の八六三、一七五七の八六七、一七五七の八七二から一七五七の八七四まで、一七五七の八七六から一七五七の八八一まで、一七五七の八八三から一七五七の八八六まで、一七五七の八八八から一七五七の九〇二まで、一七五七の九一三、一七五七の九二六、一七五七の九五四、一七五七の一〇八八、一七七七から一七八三の一まで、一七八四から一七九八まで及びこれらと一体をなす国有地

賀露町字西浜 一七五七の一四二から一七五七の一四六まで、一七五七の二九七の一部、一七五七の三一四から一七五七の三二二まで、一七五七の三五四、一七五七の三五五、一七五七の三五九、一七五七の三六八から一七五七の三七〇まで、一七五七の三七三から一七五七の三七六まで、一七五七の三八一から一七五七の三八五まで、一七五七の四一八、一七五七の四二三から一七五七の四三〇まで、一七五七の四三三、一七五七の四三四、一七五七の四三八、一七五七の四三九、一七五七の四四一、一七五七の四四二、一七五七の四七〇から一七五七の四七三まで、一七五七の四七六、一七五七の四八一、一七五七の四八二、一七五七の四八五から一七五七の四八九まで、一七五七の四九三から一七五七の五〇〇まで、一七五七の五〇七、一七五七の五〇八、一七五七の六一七の一部、一七五七の六一八から

賀露町字海岸

一七五七の六二四まで、一七五七の六二六から一七五七の六三九まで、一七五七の六四〇の一部、一七五七の六四一から一七五七の六四六まで、一七五七の六五四の一部、一七五七の六九九、一七五七の七〇〇、一七五七の七一五、一七五七の七二四、一七五七の七二九、一七五七の七三〇、一七五七の七五一、一七五七の七六八、一七五七の七七二、一七五七の七七七、一七五七の八六八、一七五七の九〇四から一七五七の九〇七まで、一七五七の一一〇四、一七八三の二、一七九八の一から一八五五まで、一八五五の一の一部、一八五六から一八五九まで、一八五九の一の一部、一八六〇から一九三二まで、一九三二の一の一部、一九三三の一から一九四五の四まで、一九四五の五の一部、一九四六から一九五一まで、一九五一の一の一部、一九五二から一九六〇の三まで、一九六〇の四の一部、一九六一の一の一部、一九六一の二、一九六一の三、一九六二から一九六七までの一部、一九六八の二の一部、一九六九の二の一部、一九八三の一、一九八七、二〇二八の一及びこれらと一体をなす国有地

賀露町字西浜 一七五七の二九七の一部、一七五七の二九八、一七五七の三〇六、一七五七の三〇七、一七五七の三一〇から一七五七の三一三まで、一七五七の四三一、一七五七の四三二、一七五七の四九〇から一七五七の四九二まで、一七五七の五八四から一七五七の六一三まで、一七五七の六一五、一七五七の六一六、一七五七の六一七の一

賀露町字米倉

部、一七五七の六四〇の一部、一七五七の六四七から一七五七の六五三まで、一七五七の六五四の一部、一七五七の六五五、一七五七の六八五から一七五七の六九八まで、一七五七の七〇一から一七五七の七〇五まで、一七五七の七二〇、一七五七の七二二、一七五七の七三二、一七五七の七三三、一七五七の七三五から一七五七の七三八まで、一七五七の七四三から一七五七の七四六まで、一七五七の七八七、一七五七の七八八、一七五七の九〇三及び一七五七の一一〇二

賀露町字中浜

賀露町字水溜り東 一七五三の三、一七五三の五及び一七五四の三、賀露町字水溜り七 一六七五の四、賀露町字水溜り八 一六八七の二の一部、一六八七の五の一部及び一六八七の六、賀露町字西浜 一七五七の七四〇、一七五七の七四八、一七五七の七五八、一八五五の一部、一八五九の一部、一九三二の一部、一九四五の五の一部、一九五一の一部、一九六〇の四の一部、一九六一の一部、一九六二から一九六四までの一部、一九六四の二の一部、一九六五から一九六七までの一部、一九六八の二の一部、一九六八の二の一部、一九六九の二、一九六九の二の一部、一九六九の三、一九七〇から一九八三まで、一九八四から一九八六まで、一九八八の二から一九八八の三まで、二〇〇〇から二〇〇九の二まで、二〇一〇の二、二〇一一から二〇一八まで、二〇二〇の三、二〇二九から二一六一まで、二一七五の二、二一七七から二一七八の一まで、二一

七九から二一九四の一まで、二一九五の二、二一九六の二、二一九九の二、二二〇〇の二、二二〇一から二二一一の一まで、二二一一から二二二〇の一まで、二二二二の二、二二二三の三から二二二四の六まで、二二二三の二、二二二三の三の二、二二二四の二、二二二六の三、二二二七の二から二二三四まで、二二三五の三の一部、二二三五の五の一部、二二三六から二二四二まで、二二四二の二の一部、二二四三から二二五〇まで、二二五一の一部、二二五二の一部及び二二五三から二二六一の三まで並びに湖山町字白浜三八二四の二の一部、三八二七の二の一部、三八二九の二の一部、三八二九の二の一部及び三八三五の二の一部

湖山町字堀越西方

湖山町字白浜 二九六〇の七三の二四の一部、二九六〇の七三の二五の一部、四一四一から四一四四まで、四一四五の二、四一四九から四一五四の一まで、四一五八から四一六二の二まで、四一六八から四一七五まで、四一七八、四一七八の二、四一七九の二九の一部、四二五七及びこれらと一体をなす国有地、湖山町字産水西方 二九六四の二九から二九六四の二二までの一部、二九七〇の二から二九七〇の九まで、二九七二の二から二九七三の二まで、二九七三の六、二九七三の九から二九七三の二二まで、二九七三の二六から二九七五の一まで、二九七五の三、二九七六の二から二九七九の五まで、三〇〇五、三〇〇六、三〇〇六から三〇二六まで、三〇二七の二、三〇二八から三〇三〇まで、三〇三一の二、三〇三二、三〇三三、三〇三三、三〇四〇、

<p>三〇四一の一から三〇四一の四まで、三〇四四、三〇四六、三〇四八の一から三〇五一まで、三〇五二の二、三〇六六の一、三〇六七の一、三〇六八の一、三〇六九から三〇七一の一まで、三〇七二、三〇七三の一、四一七六、四一七六の一、四一七七及びこれらと一体をなす国有地並びに湖山町字産水東方三一五九の五の一部、三一五九の六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>湖山町字白浜 二九六〇の七三の一から二九六〇の七三の二三まで、二九六〇の七三の二四の一部、二九六〇の七三の二五の一部、二九六〇の七三の二六から二九六〇の七三の二八まで、二九六〇の二二七、二九六〇の三二五、二九六〇の三四七から二九六〇の三四九まで及びこれらと一体をなす国有地、湖山町字産水西方 二九六四の一の一部、二九六四の一四から二九六四の一八まで、二九六四の一九から二九六四の二二までの一部、二九六五、二九七三の四、二九七三の二四及び二九七三の二五並びに湖山町字産水東方 三一一九の二、三一二三の一、三一二四の一、三一二七の二、三一二八、三一二九の二、三二四一の一から三二五四まで、三一五六の一部、三一五七の二の一部、三一五七の二、三一五七の三の一部、三一五七の五から三一五七の七まで、三一五八の二から三一五九の四まで、三一五九の五の一部、三一五九の六の一部、三一六〇の一、三一六一の一、三二六二の一、三二六二の二、三二六三の一、三二六五の一、三二六五の二、三二六八の一、三二七</p>
<p>一の一、三一七三の一、三一七五、三一七八の一、三一七九の二、三二八〇の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>湖山町字大寺屋 湖山町字白浜 二九六〇の七三の一から二九六〇の七三の一〇まで、二九六〇の七四から二九六〇の七四の三六まで、二九六〇の二二六、二九六〇の一六九から二九六〇の一七二まで、二九六〇の三四六、二九六〇の三五四、三七三三の一から三七四二まで、三七八九の一、三八六一から三九〇二の一まで、三九六一から三九六二の二二まで、三九六三の一、三九六三の二及びこれらと一体をなす国有地、湖山町字産水西方 二九六四の一の一部並びに湖山町字産水東方 三一五五、三一五六の一部、三一五七の一部、三一五七の三の一部、三一五七の四、三一五七の八、三一八二の一から三一八二の四まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>湖山町字大浜ノ巻 湖山町字白浜 二九六〇の三三三、三九〇三から三九一二まで、三九六四から三九六七まで、三九七三の三から三九七三の一九まで、三九七三の四二、三九七三の四三、三九七三の四六及び三九七三の四八</p>	<p>湖山町字白浜 三七九四の二、三七九八の一、三七九九の一、三八〇〇の二、三八〇一の一、三八〇二の二、三八〇二の一、三八〇三の二、三八〇三の一、三八〇四の一、三八〇四の二、三八〇五の一、三八〇六の一、三八〇七の一、三八〇八の一、三八〇九の一、三八一〇の一、三八一</p>

湖山町字大浜ノ式

一の一、三八二二の一、三八一三の一、三八一四の一、三八一五の一、三八一五の二、三八一六の一、三八二〇の一、三八二一の一、三八二二の一、三八二四の一の一部、三八二七の一の一部、三八二九の一の一部、三八二九の二の一部、三八三〇、三八三一の一、三八三二の一、三八三三の一、三八三四の一、三八三五の一の一部、三八三五の二、三八三六、三九一三の一、三九一四から三九一五の一まで、三九一六の一、三九一六の二、三九一七の一、三九一七の四、三九一八から三九一九の一まで、三九二三から三九二六の一まで、三九二七から三九二九の一まで、三九三〇の一、三九三一の一、三九三二から三九三八の六まで、三九三九、三九三九の二から三九三九の六まで、三九四二から三九四二の四六まで、三九四八、三九四八の二から三九四八の三九まで、三九五二の二から三九五二の二三まで、三九五三から三九五三の三二まで、三九五六から三九五六の二七まで、三九六八の一、三九六九の一、三九七〇から三九七二の六まで、三九七三の一、三九七三の二〇から三九七三の四一まで及び三九七三の四四、賀露町字水溜り八 一六八七の二の一部及び一六八七の五の一部並びに賀露町字西浜 二二三五の三の一部、二二三五の五の一部、二二四二の一の一部、二二五一の一部及び二二五二の一部

湖山町字白浜 二九六〇の一三七から二九六〇の一三九まで、三六三一の一、三六三二、三六三三、三六三五の一、三六三六から三六四六まで、三六四七の二、三六四九の五

湖山町字湖東

三六五六から三六六〇まで、三六六〇の二及び三六六一から三六六五まで、湖山町字下浜 四二六一から四二七六まで、四二八一から四二八七まで、四二八七の二、四二八八から四二九七まで、四三〇二、四三〇四及び四三〇四の一、湖山町字外大浜 二九五八の二八から二九五八の四〇まで、三五九五から三六三一まで、三六三一の二及び四三〇五から四三〇六の二まで並びに賀露町字西浜 二一九七の一、二一九八の一、二一九九の一、二二一〇の三、二二二二の七、二二二四の一、二二二五の一、二二二六の一、二二三五の一、二二三五の四及び二二三五の六

三津字大浜ノ一

三津字輪田 八六五の二から八六五の四まで、八六六から八六七の二まで、八六八の一の一部、八六八の二及び八六八の三並びに三津字大浜 一〇七二の三の一部、一〇七二の一〇から一〇七二の六二まで、一〇七二の六三から一〇七二の六七までの一部、一〇七二の六八、一〇七二の六九の一部、一〇七二の七〇、一〇七二の七一及び一〇七二の二二六

三津字大浜ノ二

三津字輪田 八六八の一の一部並びに三津字大浜 一〇七二の一の一部、一〇七二の三の一部、一〇七二の六三から一〇七二の六七までの一部、一〇七二の六九の一部、一〇七二の二二七の一部、一〇七二の二二八から一〇七二の二四九まで、一〇七二の二五〇の一部及び一〇七二の二五一から一〇七二の二五三まで

三津字大浜ノ三	<p>三津字輪田 八五六の一から八五七まで、八六〇の四並びに三津字大浜 一〇七二の一の一部、一〇七二の二の一部、一〇七二の一九〇、一〇七二の一九一、一〇七二の二六から一〇七二の二二一まで、一〇七二の二七の七の一部及び一〇七二の二五〇の一部</p>
三津字大浜ノ四	<p>三津字大浜 一〇七二の二の一部、一〇七二の八六から一〇七二の九二まで、一〇七二の九六から一〇七二の一二二まで、一〇七二の二五九から一〇七二の二六二まで、一〇七二の二七四及び一〇七二の二八五</p>
伏野字中浜	<p>伏野字長者石 一七三七、一七三七の一及び一七三八の一、伏野字砂浜 二二五九の八から二二五九の一〇まで並びに伏野字塚松ノ下 一七三九の一の一部及び一七三九の一〇の一部</p>
伏野字塚松	<p>伏野字塚松ノ下 五二から五八まで、五九の一から六〇まで、六三の一、六三の三、一七三九の一の一部、一七三九の三、一七三九の一〇の一部、一七四一の一、一七四一の二及び一七四一内第一、伏野字渡り上り 六四の一、六四の三、六六の一、六六の二、六七及び六八並びに伏野字渡り上り二 一七四二の一から一七四二の三まで、一七四二の五、一七四二の七から一七四二の九まで、一七四二の一、一七四二の二、一七四四の一、一七四六の一の一部、一七四六の四、一七四六の九の一部、一七四六の二〇、一七四六の二一及びこれらと一体をなす国有地</p>
伏野字溝河	<p>伏野字渡り上り二 七二の二から七四の二まで、七六から八〇の二まで、八〇の四から八〇の八まで、八六から八八まで、九〇から九二まで、一七四六の一の一部、一七四六の三、一七四六の五から一七四六の二二まで、一七四六の一七、一七四六の一八、一七四六の一九の一部、一七四七の二から一七四八の八まで、一七四九の二及び一七四九の三</p>
伏野字山崎	<p>伏野字渡り上り三 一一九の二の一部、一二〇の二、一二一の一部、一二二の一部、一二三の一部、一七五九の二及び一七五九の三の一部、伏野字渡り上り四 一二九の一、一三〇の一、一三〇の二、一三一から一三六の二まで、一三八の一から一三八の三まで、一三八の五および一七六一、伏野字塚松ノ上 一四四の一から一四五まで、一七八の二、一七八の三、一七八の七及びこれらと一体をなす国有地並びに伏野字焼山ノ一 一四六の一から一四九の一まで、一四九の七、一四九の九から一四九の二一まで、一五五の五の一部、一五八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
伏野字渡り上り三	<p>伏野字渡り上り三 一〇〇の一、一〇三から一一一まで、一一三の一、一一四の一、一一五から一一七まで、一一九の二の一部、一二一の一の一部、一二二の二、一二二の一の一部、一七五八、一七五八の三から一七五八の五まで、一七五九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、伏野</p>

伏野字 駅前

字焼山ノ一 一四九の三、一四九の八、一五四の一、一五五の一、一五五の四、一五五の五の一部、一五五の六、一五六の一、一五六の二、一五七の一、一五七の二、一五八、一五八の一の一部、一五九から一六五の二まで、一六六、一六七、一六七の二から一六八の六まで及びこれらと一体をなす国有地、伏野字焼山ノ二 一六九の一から一八九の一まで、一九〇の一、一九〇の二及びこれらと一体をなす国有地、伏野字河原ノ一 二〇〇から二〇五の一まで、二〇六から二二一まで、二二二から二二六の一まで、二二七、二二八の一、二二九及びこれらと一体をなす国有地並びに伏野字河原ノ二 二三一の一から二三四の三まで、二三五の一から二三五の四まで、二三八の一、二三八の四、二四〇の一、二四五の一、二四五の四、二四五の五、二四五の七、二四八の二、二四八の三、二四九の一、二五〇の一及びこれらと一体をなす国有地

区域を変更する町および字の名称

同上の区域(昭和四十七年一月三十一日現在の地番による。)

賀露町字 湊ノ巻

賀露町字湊ノ巻のうち一七二八の四から一七二八の七まで以外の区域

賀露町字 上浜

賀露町字上浜のうち一七六一から一七六三まで以外の区域

賀露町字 水溜り東

賀露町字水溜り東のうち一七五三の三、一七五三の五及び一七五四の三以外の区域

賀露町字 水溜り七

賀露町字水溜り七のうち一六七五の三及び一六七五の四以外の区域

賀露町字 水溜り八

賀露町字水溜り八のうち一六八七の二、一六八七の五及び一六八七の六以外の区域

賀露町字西浜のうち一七五七の二二〇から一七五七の二二三まで、一七五七の二二九から一七五七の一四六まで、一七五七の二二七、一七五七の二二八、一七五七の二三一から一七五七の二三六まで、一七五七の二四八から一七五七の二五四まで、一七五七の二六〇から一七五七の二六五まで、一七五七の二六九、一七五七の二七五、一七五七の二七六、一七五七の二八〇から一七五七の二八五まで、一七五七の二八七から一七五七の二九一まで、一七五七の二九三、一七五七の二九七から一七五七の二九九まで、一七五七の三〇六、一七五七の三〇七、一七五七の三一〇から一七五七の三三四まで、一七五七の三三八から一七五七の三四二まで、一七五七の三五四から一七五七の三六五まで、一七五七の三六八から一七五七の三七〇まで、一七五七の三七二から一七五七の三七六まで、一七五七の三八一から一七五七の三八五まで、一七五七の三八七、一七五七の三九二、一七五七の三九四、一七五七の四一八、一七五七の四二三から一七五七の四三四まで、一七五七の四三八、一七五七の四三九、一七五七の四四一、一七五七の四四二、一七五七の四四六から一七五七の四五〇まで、一七五七の

賀露町字西浜

四五五、一七五七の四五七、一七五七の四六〇、一七五七の四六一、一七五七の四六四、一七五七の四六五、一七五七の四六九から一七五七の四七三まで、一七五七の四七五から一七五七の五〇二まで、一七五七の五〇七から一七五七の五一一まで、一七五七の五一四から一七五七の五三九まで、一七五七の五八四から一七五七の六一三まで、一七五七の六一五から一七五七の六二四まで、一七五七の六二六から一七五七の六五五まで、一七五七の六八五から一七五七の七〇五まで、一七五七の七一〇、一七五七の七一一から一七五七の七一五まで、一七五七の七二〇から一七五七の七二二まで、一七五七の七二四、一七五七の七二九、一七五七の七三〇、一七五七の七三二、一七五七の七三三、一七五七の七三五から一七五七の七三八まで、一七五七の七四〇、一七五七の七四三から一七五七の七四六まで、一七五七の七四八から一七五七の七五一まで、一七五七の七五八、一七五七の七六八、一七五七の七七二、一七五七の七七四、一七五七の七七五、一七五七の七八七、一七五七の七八八、一七五七の八六二、一七五七の八六三、一七五七の八六七、一七五七の八六八、一七五七の八七二から一七五七の八七四まで、一七五七の八七六から一七五七の八八一まで、一七五七の八八三から一七五七の八八六まで、一七五七の八八八から一七五七の九〇七まで、一七五七の九二二、一七五七の九二六、一七五七の九四四、一七五七の九八八、一七五七の一一〇二、一七五七の一一〇四、一七七七から一九九八の三まで、二

〇〇〇から二〇〇九の二まで、二〇一〇の二、二〇一一から二〇一八まで、二〇二〇の三、二〇二八の一、二〇二九から二一六一まで、二一七五の一、二一七七から二一七八の一まで、二一七九から二一九四の一まで、二一九五の一、二一九六の二、二一九七の一、二一九八の一、二一九九の一、二一九九の二、二二〇〇の一、二二〇一から二二〇一の一まで、二二二〇の三、二二二一から二二二二の一まで、二二二二の一、二二二二の三から二二二二の七まで、二二二三の一、二二二三の二、二二三四の一、二二三四の二、二二四五の一、二二二六の一、二二二六の三、二二二七の二、二二二八の一から二二三五の一まで、二二三五の三から二二六一の三まで及びこれらと一体をなす国有地外の区域

湖山町字白浜のうち二九六〇の七三の一から二九六〇の七三の二八まで、二九六〇の七四から二九六〇の七四の三六まで、二九六〇の二二六、二九六〇の二二七、二九六〇の一三七から二九六〇の一三九まで、二九六〇の一六九から二九六〇の一七二まで、二九六〇の三二五、二九六〇の三三三、二九六〇の三四六から二九六〇の三四九まで、二九六〇の三五四、三六三二の一、三六三二、三六三三、三六三五の一、三六三六から三六四六まで、三六四七の二、三六四九の五、三六五六から三六六〇まで、三六六〇の二、三六六一から三六六五まで、三七三三の一から三七四二まで、三七八九の一、三七九四の二、三七九八の一、三七九九の一、



湖山町字白浜

三八〇〇の一、三八〇一の一、三八〇一の二、三八〇二の一、三八〇二の二、三八〇三の一、三八〇四の一、三八〇四の二、三八〇五の一、三八〇六の一、三八〇七の一、三八〇八の一、三八〇九の一、三八一〇の一、三八一一の一、三八一二の一、三八一三の一、三八一四の一、三八一五の一、三八一五の二、三八一六の一、三八二〇の一、三八二一の一、三八二二の一、三八二四の一、三八二七の一、三八二九の一、三八二九の二、三八三〇、三八三一の一、三八三二の一、三八三三の一、三八三四の一、三八三五の一、三八三五の二、三八三六、三八六一から三九一三の一まで、三九一四から三九一五の一まで、三九一六の一、三九一六の二、三九一七の一、三九一七の四、三九一八から三九一九の一まで、三九二二から三九二六の一まで、三九二七から三九二九の一まで、三九三〇の一、三九三一の一、三九三二から三九三八の六まで、三九三九、三九三九の二から三九三九の二六まで、三九四二から三九四二の四六まで、三九四八、三九四八の二から三九四八の三九まで、三九五二の一から三九五二の二一まで、三九五三から三九五三の三二まで、三九五六から三九五六の二七まで、三九六一から三九六二の二二まで、三九六三の一から三九六八の一まで、三九六九の一、三九七〇から三九七二の二六まで、三九七三の一、三九七三の三から三九七三の四四まで、三九七三の四六、三九七三の四八、四一四一から四一四四まで、四一四五の一、四一四九から四一五四の一まで、四一五八

湖山町字産水西方

から四一六二の二まで、四一六八から四一七五まで、四一七八、四一七八の一、四一七九の二九の一部、四二五七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

湖山町字産水西方のうち二九六四の一、二九六四の二から二九六五まで、二九七〇の一から二九七〇の九まで、二九七二の一から二九七三の二まで、二九七三の四、二九七三の六、二九七三の九から二九七五の一まで、二九七五の三、二九七六の一から二九九九の五まで、三〇〇五、三〇〇六、三〇一六から三〇二六まで、三〇二七の二、三〇二八から三〇三〇まで、三〇三一の二、三〇三二、三〇三三、三〇四〇から三〇四一の四まで、三〇四四、三〇四六、三〇四八の一から三〇五一まで、三〇五二の二、三〇五六の一、三〇六七の一、三〇六八の一、三〇六九から三〇七一の一まで、三〇七二、三〇七三の一、四一七六、四一七六の一、四一七七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

湖山町字産水東方

湖山町字産水東方のうち三一一九の二、三一二三の一、三一二四の一、三一二七の二、三一二八、三一二九の二、三一四一の一から三一五七の八まで、三一五八の二から三一六三の一まで、三一六五の一、三一六五の二、三一六八の一、三一七一の一、三一七三の一、三一七五、三一七八の一、三一七九の二、三一八〇の二、三一八二の一から三一八二の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

湖山町字下浜	湖山町字下浜のうち四二六一から四二七六まで、四二八一から四二八七まで、四二八七の二から四二九七まで、四三〇二、四三〇四及び四三〇四の一以外の区域
湖山町字外大浜	湖山町字外大浜のうち二九五八の二八から二九五八の四〇まで、三五九五から三六三一まで、三六三一の二及び四三〇五から四三〇六の二まで以外の区域
三津字輪田	三津字輪田のうち八五六の一から八五七まで、八六〇の四、八六五の一から八六八の三まで以外の区域
三津字大浜	三津字大浜のうち一〇七二の一から一〇七二の三まで、一〇七二の一〇から一〇七二の七一まで、一〇七二の八六から一〇七二の九二まで、一〇七二の九六から一〇七二の一〇二二まで、一〇七二の一九〇、一〇七二の一九一、一〇七二の二一六から一〇七二の二二二まで、一〇七二の二二六から一〇七二の二五三まで、一〇七二の二五九から一〇七二の二六二まで、一〇七二の二七四及び一〇七二の二八五以外の区域
伏野字長者石	伏野字長者石のうち一七三七、一七三七の一及び一七三八の一以外の区域
伏野字中ノ茶屋裏	伏野字中ノ茶屋裏の全域並びに三津字輪田八六五の一および八六五の五
	伏野字塚松ノ下のうち五二から六〇まで、六三の一、六三の三、一七三九の一、一七三九の三、一七三九の一〇、
伏野字塚松ノ下	一七四一の一、一七四一の二及び一七四一内第一以外の区域
伏野字砂浜	伏野字砂浜のうち二二五九の八から二二五九の一〇まで以外の区域、伏野字スクモ塚二三一八から二三三三まで並びに伏野字砂浜スクモ塚二三三三の二及び二三三三の三
伏野字渡り上り一	伏野字渡り上り一のうち六四の一、六四の三、六六の一、六六の二、六七及び六八以外の区域
伏野字渡り上り二	伏野字渡り上り二のうち七二の二から七四の二まで、七六から八〇の一まで、八〇の四から八〇の八まで、八六から八八まで、九〇から九二まで、一七四二の一から一七四二の三まで、一七四二の五、一七四二の七、一七四二の八、一七四二の九、一七四二の一〇、一七四二の一一、一七四二の一二、一七四四の一、一七四六の一、一七四六の三から一七四六の二二まで、一七四六の二七から一七四六の二二まで、一七四七の二から一七四八の八まで、一七四九の二、一七四九の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
伏野字渡り上り三	伏野字渡り上り三のうち一〇〇の一、一〇三から一一一まで、一一三の一、一一四の一、一一五から一一七まで、一一九の二、一二〇の二、一二一の一、一二二の二、一二二の一、一二三の一、一七五八、一七五八の三から一七五

伏野字河原ノ一	伏野字河原ノ一のうち二〇〇から二〇五のままで、二〇六から二二一まで、二二二から二二六のままで、二二七、二二八の一、二二九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
伏野字焼山ノ二	伏野字焼山ノ二のうち二六九の一から一八九のままで、一九〇の一、一九〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
伏野字焼山ノ一	伏野字焼山ノ一のうち一四六の一から一四九のままで、一四九の三、一四九の七から一四九の一まで、一五四の一、一五五の一、一五五の四から一五六の二まで、一五七の一、一五七の二、一五八から一六五の二まで、一六六、一六七、一六七の二から一六八の六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
伏野字塚松ノ上	伏野字塚松ノ上のうち二四四の一から一四五まで、一七八の二、一七八の三、一七八の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
伏野字渡り上り四	伏野字渡り上り四のうち二二九の一、一三〇の一、一三〇の二、一三一から一三六の二まで、一三八の一から一三八の三まで、一三八の五及び一七六一以外の区域
	八の五まで、一七五九の二、一七五九の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

伏野字河原ノ二	二三五の一から二三五の四まで、二三八の一、二三八の四、二四〇の一、二四五の一、二四五の四、二四五の五、二四五の七、二四八の二、二四八の三、二四九の一、二五〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
伏野字スクモ塚	伏野字スクモ塚のうち二三一八から二二三三まで以外の区域並びに伏野字砂浜スクモ塚二三四三の一
伏野字砂浜スクモ塚	伏野字砂浜スクモ塚のうち二三四三の一から二三四三の三まで以外の区域

鳥取県告示第二百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る湖山砂丘地区の換地処分を行なつたので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗